

「職員研修会」を実施するにあたり 紅花ふれあい基金(助成金)を 活用してみませんか??

皆様の福祉施設・事業所において「いずれは専門の講師を招いて職員研修会を実施したいと思っていたけれど、物価高の影響で講師謝金やその旅費に余裕がなくなってしまった…」というような事態は起きていませんか?

山形県総合社会福祉基金(紅花ふれあい基金)は、県民の方々(各種団体等)が行う福祉活動に助成を行っており、職員のスキルアップを目的に実施する「福祉施設・団体従事者研修」へ助成する区分を設けています。「いずれは実施してみたかった研修、を実現するにあたり、ぜひ本基金の活用をご検討ください。」

【助成区分3／福祉施設・団体従事者研修】

《助成対象経費》 講師謝金、旅費、借損料、印刷費、研修会参加負担金

《助成額》 助成対象経費の4分の3以内の額(助成上限額100万円)

※過去2年以内に本区分の助成を受けた実績がある場合は、助成上限額が変更になります。

※支出科目ごとにも上限額設定があります。

講師謝金上限額375千円／県外研修参加にかかる旅費一人当たり20千円まで 等

☆詳しくはパンフレットまたはホームページをご覧ください。

《助成対象》

◆専門家を招いての職場内研修会の開催経費

【活用例】

- ・ 認知症や障がいの特性について学ぶ「利用者の理解」、利用者が罹患しやすい病気や感染症について学ぶ「病気とその症状」等、専門的な知識を深めるための研修
- ・ 「アンガーマネジメント」「苦情対応」等、職員のコミュニケーションスキル向上を目指した研修
- ・ 「ハラスメント防止」「虐待防止」「ヒヤリハットの検証」等、業務の見直し・再確認を図る研修

◆県外で開催される研修会への参加経費

【活用例】

- ・ 全国セミナーへの職員派遣
- ・ 先進施設視察のための職員派遣

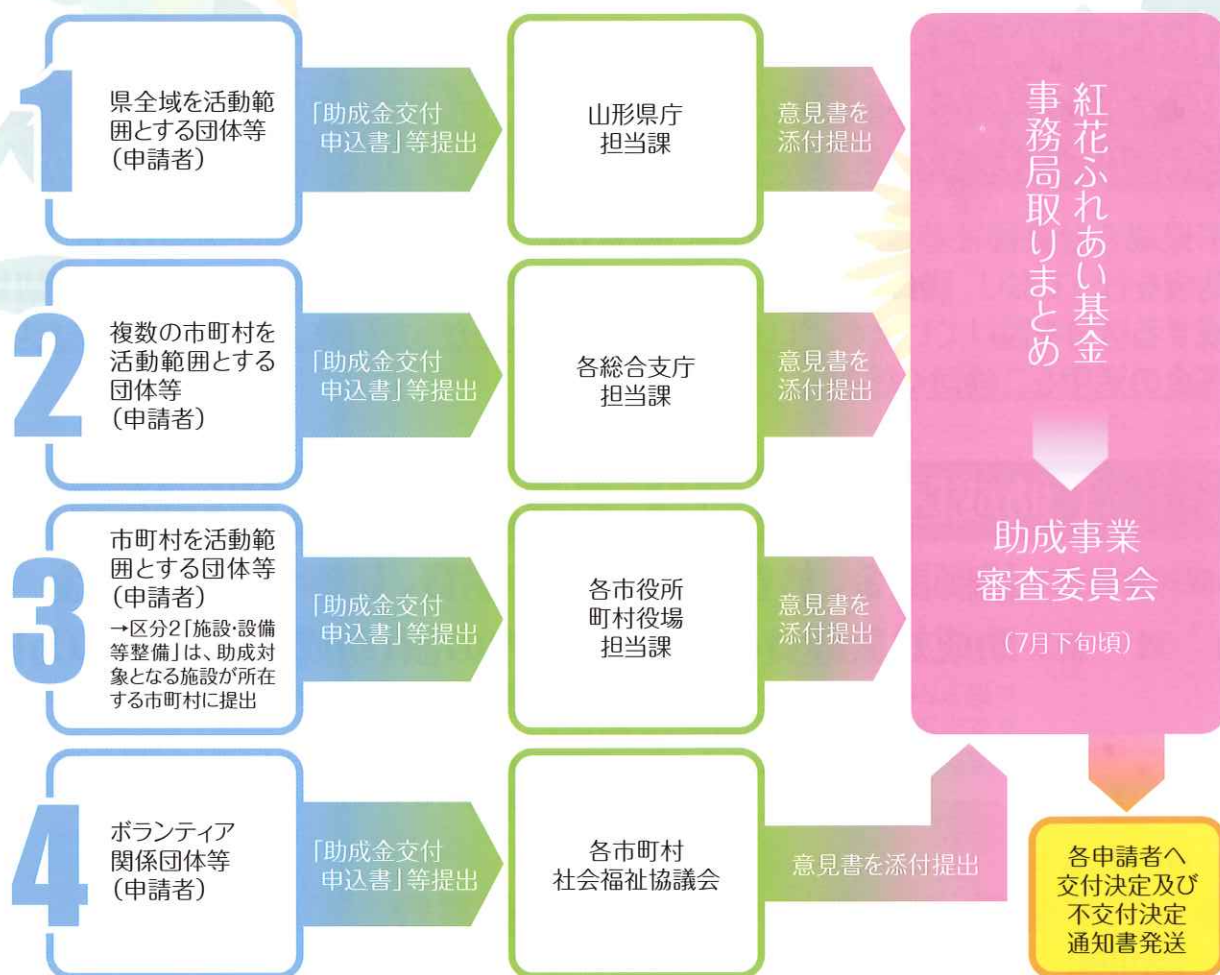
※毎年開催している職場内研修会や、毎年参加している外部研修会は助成対象になりません。

※職員の資格取得に関わる研修は対象になりません。

助成金交付申込書の提出先・決定までの流れ

助成金交付申込書等の申込書類は、本基金へ直接ご提出いただくのではなく、県庁や各総合支庁の担当課、市役所・役場の担当課に提出していただくことになります。助成金の申込については、行政庁等の意見書添付を必要としますので、以下の1から4の区分に応じたそれぞれの機関にご提出ください。

※本基金に直接ご提出いただくではありません。



※「助成金交付申込書」等の各種申請様式は本基金のホームページよりダウンロードしてお使いください。

<https://yamagataken-benibana-kikin.org>

※「助成金交付申込書」以外の必要申込書類は、助成金の区分ごとに異なりますので、詳細はパンフレットまたはホームページをご確認ください。

※助成金の決定時期は8月上旬頃になります。原則、助成対象事業は8月の助成決定後に開始していただくことになります。

「運営法人」としての申し込み、または、それぞれの「施設・事業所」単位での申し込み、どちらでも申し込み可能です。

詳しくは **パンフレット** または **ホームページ** をご覧ください。



令和6年度は

4月下旬～

5月下旬に

募集を行います!!

問い合わせ先

公益財団法人 山形県総合社会福祉基金

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番31号

TEL:023-664-0700 FAX:023-622-5866

Mail▶benibanakikin@keh.biglobe.ne.jp

H P▶<https://www.yamagataken-benibana-kikin.org/>